

## 社会福祉法人くさのみ福祉会 一般事業主行動計画

仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2. 内 容

次世代育成支援対策推進法に基づく職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備

### 目標1 家庭生活の両立支援目的の休暇の取得促進

<対策>

令和6年4月～ 子の看護休暇、家族の介護休暇の取得日数を1人6日、2人以上の場合は12日とし時間取得も可能とする

令和7年4月～ 子の看護休暇、家族の介護休暇の取得日数を1人7日、2人以上の場合は14日とし時間取得も可能とする

令和8年4月～ 子の看護休暇、家族の介護休暇の取得日数を1人8日、2人以上の場合は16日とし時間取得も可能とする

女性活躍推進法に基づく働き方改革の整備行動計画

### 休暇取得促進のための措置の実施

目標2 アニバーサリー休暇（有休特別休暇）の対象者をPS（パートナースタッフ）職員（雇用保険加入者）まで広げ100%取得をめざす

目標3 年次有給休暇取得率全ての事業部で60%以上をめざす

<対策>

令和6年4月～ アニバーサリー休暇の取得促進を継続しながら有給休暇取得状況の半期での確認、および計画年休取得への声掛けなどを行い全ての事業部での有給休暇の取得率55%以上をめざす

令和7年4月～ 上記を継続して全体の有給休暇取得率60%以上をめざす

令和8年4月～ 上記を継続して全体の有給休暇取得率65%以上をめざす